

団指金第479号の1
令和元年6月11日

関係機関の長 殿

大分県農林水産部
団体指導・金融課長

大分県農業経営改善関係資金運営要領の取扱いの一部改正
について（通知）

上記要領の取扱いについて、別紙のとおり一部改正したので通知します。

1 運営要領第3の1の経営改善資金計画書に添付する書類は、以下のとおりとする。（詳細は別紙一覧表参照）

- (1) 最近3カ年の青色(白色)申告書（法人の場合は、最近3カ年の決算書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、勘定科目明細書）
- (2) 事業に係る設計図・設計書・見積書・カタログ・契約書・その他許可書等
- (3) 減価償却明細書
- (4) 略歴書^{*1}（法人の場合は代表者の略歴書^{*1}）
- (5) 償還計画表
- (6) 既往負債が確認できる書類、預貯金残高が確認できる書類等
- (7) 補助残の場合は、補助事業計画書、交付決定通知書（又は内示）及び交付申請書
- (8) 家族経営協定書
- (9) 法人の場合は、登記簿謄本^{*2}、定款^{*2}及び運営規約^{*2}
- (10) 集落営農組織の場合は、規約^{*2}、総会議事録^{*2}、特定農用地利用規程に準じる規程^{*2}、農業生産法人化計画に準じる計画^{*2}
- (11) 負債整理の場合は借用書

注1：経営改善計画及び青年等就農計画の認定期間中に一度提出済みの場合は、「氏名」と「今回事業の実施の動機」のみで可

注2：経営改善計画及び青年等就農計画の認定期間中に一度提出済みの場合で、変更がない場合は省略可

2 運営要領第3の2の(2)の意見聴取手続きは、以下のとおりとする。

融資機関は、推進会議の認定を融資条件としない案件について様式1により県振興局の意見を求めるものとする。

3 運営要領第3の4の(2)の経営状況報告については以下のとおりとする。

融資機関は、経営改善資金計画中、借入者より、運営要領別紙4により経営状況を報告させるものとし、必要があると認めた場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする（運営要領第5の7の(1)）。

なお、関係振興局から求められた場合、融資機関は、本報告資料について遅滞なく当該振興局へ送付するものとする（運営要領第5の7の(2)）。

4 運営要領第5の2の(4)及び(5)の認定申請手続きは、以下のとおりとする。

窓口機関（融資機関）は、借入希望者から提出された書類に漏れがないかを確認し、委任による場合は融資機関へ、それ以外の場合は推進会議事務局に様式2により申請を行うものとする。

また、委任案件で基金協会保証希望がある場合は、様式3により融資機関は基金協会に対して審査依頼を行うものとする。審査の結果、基金協会は様式4により融資機関に回答を行うものとする。

なお、委任案件であっても、委任を受けた融資機関及び基金協会は、大分県特別

融資制度推進会議設置要綱（以下「推進会議設置要綱」という。）別紙1「特別融資制度推進会議の審査の考え方」を参考として、審査を行うものとする。

審査終了後、委任された融資機関は、認定の報告を推進会議事務局に対し様式5又は融資機関所定の様式（ただし、様式5の項目が記載されている場合に限る）により行うものとする。

また、委任によらない場合、推進会議事務局は、審査を行うに際し推進会議設置要綱第3の3の（2）の規定により、借入者が同意書で提供先として同意した関係機関に対して同意した情報の写しを送付するものとする。

- 5 運営要領第5の6の（2）及び（3）の借入希望者への通知手続きは、以下のとおりとする。

窓口機関による融資の可否の通知は、（4）の融資機関による融資審査結果の通知と重複することから省略できるものとする。

- 6 運営要領第5の6の（4）の借入希望者への通知手続きは、以下のとおりとする。

融資機関による融資の可否の通知は様式6又は融資機関所定の様式（ただし、様式6の項目が記載されている場合に限る）により行い、融資不可の場合は総括表（運営要領別紙5）を添付するものとする。